

## 仕様書資料 2

### 桶川市図書館複写サービス事務取扱細則

(平成20年7月14日図書館長決裁)

(対象資料)

第1条 複写の対象となる資料は、桶川市図書館が所蔵する資料及び他の図書館から貸し出しを受けた図書（貸出をした図書館が複写を禁止した資料を除く。）とする。

(対象者)

第2条 複写は、営利を目的としない調査・研究の用に供する場合に限り、個人に対し行うことができるものとする。

(複写範囲及び部数)

第3条 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条にかかわる複写については、原則として、公表された著作物の一部分（半分以下）とする。ただし、楽譜、地図、写真集・画集（書の著作物を含む）及び雑誌の最新号を除く資料については、複写枚数（紙面）1枚で個々の著作物の半分以上を超える場合は、その複写は可とする。個々の資料の複写できる範囲は別表のとおりとし、部数は、1部とする。

(その他の著作物)

第4条 著作権法第31条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をして、著作権の許諾書の提示を条件に複写をするものとする。

- 2 官報、公報、国または地方公共団体が作成した法令集、判例集は、発行と同時にその全部の複写ができるものとする。
- 3 裁判手続きのために必要と認められる場合、その認められる限度において複写ができるものとする。
- 4 著作権法第51条ないし53条により、著作者が個人の場合は死後70年、共同制作については最後の著者の死後70年、団体著作物、写真については公表後70年を経過したものは、その全部の複写ができるものとする。

(複写手続き)

第5条 複写を希望する者は、所定の複写サービス申込書に必要事項を記入し、複写の対象となる資料を添えて、職員に提出するものとする。

(方法)

第6条 職員は提出のあった申込書の内容が複写条件に適合しているか確認し、不備があれば利用者に申込書の記入事項を訂正させる。

- 2 複写するための複写機は、図書館に備えつけられた機器により、職員が行

う。

(料金)

第7条 複写料金は、資料の種類、大きさ及び複写拡大・縮小にかかわらず、1枚につき10円とする。職員は料金の收受を行うとともに、利用者から請求があった場合は、領収書を発行する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は図書館所管課長が定めるものとする。

#### 附 則

この細則は、平成20年7月14日から施行する。

この細則は、令和5年4月3日から施行する。

#### 別 表

資料の区分	複 写 の 可 否 と 条 件
図書（単行書）	
① 一冊完結のもの	本文の半分以下。
② 複数冊のもの（上下巻、シリーズ物）	各冊の半分以下。
③ 全集、短編集等	収録されている個々の著作物の半分以下。
④ 本体から分離した付録	半分以下。
雑誌	
① 最新号	個々の記事の半分以下。「時刻表」の最新号は複写不可。
② バックナンバー	発行後相当期間を経過した（原則として次号が配架された時点）号の半分を超えない範囲で、個々の記事の全部分。半年刊以上並びに不定期刊の雑誌は、受入後3か月を経過すれば個々の記事の全部分可。
③ 本体から分離した付録	本誌と同じ扱い。
④ 一枚物の付録の型紙	複写不可。
⑤ 年鑑、白書、新聞の縮刷版	図書扱いとし、本文の半分以下。
新聞	

① 最新号	複写不可。
② バックナンバー	前日の朝・夕刊、前号それぞれの半分以下。 バックナンバーとは原則として本日分の朝・夕刊がそれぞれ配架されたとき。
地図	
① 一枚物	一枚の半分以下。
② 住宅地図	見開きの半分以下。見開いた両ページで1著作。
③ その他の地図帳	図書扱いとし、本文の半分以下。
④ 資料中の説明地図	全部分可。
楽譜・歌詞	
① 一枚物	複写不可。
② 楽譜集・歌集	一曲の半分以下。
③ 歌詞カード	複写不可。
写真・絵画・図表・カット	
① 一枚物	複写不可。
② 写真集、画集、カット集等	複写不可。ただし、複写目的に作られたカット集は図書扱いとし、一冊の半分以下。
③ 資料中の説明写真等	全部分可